

兵庫県公報

平成26年 4月22日 火曜日 第 2587 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	
救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
救急病院の認定（同）	1
農地中間管理機構の指定（農業経営課）	2
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
保安林の指定解除（同）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
公 告	
特別保護地区の指定の縦覧公告（自然環境課）	7
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8
公安委員会告示	
技能検定員審査の実施	9
教習指導員審査の実施	10
正 誤	
平成26年 3月20日付け兵庫県公報号外中	11
平成26年 3月28日付け兵庫県公報第2580号中	12

告 示

兵庫県告示第362号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成26年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名 称 聖隷淡路病院
所 在 地 淡路市岩屋38番地
撤 回 年 月 日 平成26年 3月31日



兵庫県告示第363号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成26年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名 称 聖隷淡路病院
所 在 地 淡路市夢舞台1番1
認 定 年 月 日 平成26年 4月 1日
認 定 の 有 効 期 限 平成29年 3月31日



兵庫県告示第364号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定による農地中間管理機構として、次のとおり指定した。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 農地中間管理機構の名称及び住所
公益社団法人兵庫みどり公社 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
- 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
 - (1) 本社農地活性化部
神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
 - (2) 神戸農地管理事務所
神戸市中央区中山手通6丁目1番1号(神戸農林振興事務所)
 - (3) 阪神農地管理事務所
三田市天神1丁目10番4号(阪神農林振興事務所)
 - (4) 加古川農地管理事務所
加古川市加古川町寺家町天神木97 1(加古川農林水産振興事務所)
 - (5) 加東農地管理事務所
加東市社字西柿1075 2(加東農林振興事務所)
 - (6) 姫路農地管理事務所
姫路市北条1丁目98(姫路農林水産振興事務所)
 - (7) 光都農地管理事務所
赤穂郡上郡町光都2丁目25(光都農林振興事務所)
 - (8) 豊岡農地管理事務所
豊岡市幸町7 11(豊岡農林水産振興事務所)
 - (9) 朝来農地管理事務所
朝来市和田山町東谷213 96(朝来農林振興事務所)
 - (10) 丹波農地管理事務所
丹波市柏原町柏原688(丹波農林振興事務所)
 - (11) 洲本農地管理事務所
洲本市塩屋2丁目4番5号(洲本農林水産振興事務所)
- 3 農地中間管理事業の開始の日
平成26年 4月 1日



兵庫県告示第365号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

真南条土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 雄 士	篠山市真南条上271番地 1
同	酒 井 勇	同 市真南条上288番地
同	渡 瀬 榮 治	同 市真南条上700番地 1
同	中 西 毅	同 市真南条中391番地
同	酒 井 壯 一	同 市真南条中493番地 1
同	岸 本 章 法	同 市真南条中1010番地
同	岸 本 尊 明	同 市真南条下530番地
監 事	小 林 豊	同 市真南条上231番地
同	酒 井 由 雄	同 市真南条中725番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	堀 井 聡	篠山市真南条上819番地
同	渡 瀬 榮 治	同 市真南条上700番地 1
同	酒 井 勇	同 市真南条上288番地
同	酒 井 壯 一	同 市真南条中493番地 1
同	岸 本 章 法	同 市真南条中1010番地
同	本 莊 志 郎	同 市真南条中697番地
同	圓 谷 守	同 市真南条下323番地 2
監 事	小 林 泰 雄	同 市真南条上295番地 1
同	酒 井 由 雄	同 市真南条中725番地



兵庫県告示第366号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区味取字島井南平 44・48 の 3 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第367号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
神戸市垂水区下畑町字西関東林山519の1・519の204 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第368号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所

加古川市金沢町 1 番地

専務執行役員加古川製鉄所長 尾 上 善 則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所

加古川市金沢町 1 番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1 ~ No. 4)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5 ~ 7)		
能	力	90m ³ /分	110m ³ /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時~24時 24時間	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9~11	9~11	1~2	1~2
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	-	-	-	-
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,000	10,500	500	750
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	4	10	4	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2	46,000	69,000
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	0.8	1.2	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	-	-	204,000	306,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		0.002/基	0.003/基	0.018/基	0.018/基

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 8)	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
5 ~ 8	5 ~ 8
-	-
8,000	12,500
4	10
2	4
0.8	1.2
0.1未満	0.1未満
-	-
0.014	0.02

備考 増加する汚水等の量は既設排水処理施設の処理能力の範囲内であるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 4月22日から同年 5月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第369号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青山(2) (102010452)	姫路市青山6丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
前之庄南谷 (202030146)	姫路市夢前町杉之内(別図2のとおり)	土石流

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日(平成26年5月5日)までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 特別保護地区の名称
書写山特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域
書写山鳥獣保護区のうち、姫路市書写所在、史跡「円教寺境内」(昭和9年3月13日付文部省告示第90号)指定地の区域
- (3) 特別保護地区の存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地
 - イ 特別保護地区の指定目的
当特別保護地区は、姫路市の北西に位置しており、書写山円教寺境内林である。森林は、シイ、コナラ、カシ、クヌギ等野鳥が好む「実のなる木」が群生しており、小型の獣類はもとより、野鳥の生息の最適地である。鳥類は、シジュウカラ、エナガ、イカル、アオゲラ、フクロウ等数多い種が生息している。キビタキ・準絶滅危惧種のオオルリなど渡り鳥の渡来地である。
このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。
 - ウ 管理方針
 - ・ 鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
 - ・ 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。
- (5) 指針案の縦覧場所
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所
- (6) 意見書の提出先
郵便番号650-8567(固有番号のため住所の記載は不要)
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班
- 2 (1) 特別保護地区の名称

城崎特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

城崎鳥獣保護区のうち、豊岡市城崎町湯島字野木谷997番地、字茶屋ノ上1582番地の1、字本町547番地、548番地、字杉皮谷522番地の1、523番地、526番地、字後山1583番地の1、1583番地の7、字曼陀羅町789番地、792番地、字寺ノ谷800番地の2、806番地の1、字四国山1580番地、字甲香1009番地の1及び字神主谷1030番地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、兵庫県北部の豊岡市城崎町に位置しており、7割が私有林、3割が公有林である。森林は、天然性の広葉樹とアカマツ林に恵まれている。大部分が水源涵養保安林に指定されている。また、山陰海岸国立公園に含まれており、城崎温泉の背景緑地になっている。鳥類は、カケス、ホオジロ、シジウカラ等の数多い種が生息し、サンコウチョウ、オオルリ、ヤイロチョウ等の春秋の渡り鳥の中継、休養地にもなっている。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

- ・ 鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ・ 当地域は、地域住民の生活圏に隣接しており、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるように、地元自治体や関係機関との調整を図る。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣班



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市下宮木町字内屋敷497番6、512番、515番、516番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市下宮木町576番地
社会福祉法人真秀会 理事長 澤中章博
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年3月26日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-6-2号（25加西）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並

びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

「		
	介護老人保健施設 ハートケア西宮渡辺	同 市池田町3 25
」		
を		
「		
	介護老人保健施設 ハートケア西宮わたなべ	同 市前浜町4 3
」		

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年4月22日

兵庫県公安委員会
委員長 橋本 猛 伸

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成26年6月7日（土）

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成26年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当するであることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年 4月22日（火）から同月24日（木）までの午前 9時から午後 5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年 4月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,500円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）技能検定員審査（大白二）技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表 7の部備考 2 から 4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成26年 7月 8日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の 2 第 4 項第 2 号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912 - 1628



兵庫県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第10条第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 4月22日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）教習指導員審査（中型）教習指導員審査（普通）教習指導員審査（大特）教習指導員審査（大白二）教習指導員審査（普自二）教習指導員審査（牽引）教習指導員審査（大型二種）教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成26年 6月 7日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の 2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成26年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大白二） 教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成26年4月22日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成26年4月24日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大白二） 教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,450円、教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成26年7月8日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912 - 1628

正

誤

平成26年3月20日（号外）公布兵庫県条例第11号兵庫県税条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中それぞれ同表の中欄に掲げる字句は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）の平成26年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

40ページ上から11	政令第 条	政令第37条の18第3項
41ページ上から13	施行規則第 条	施行規則第7条の7

~~~~~

平成26年3月28日付け（兵庫県公報第2580号）

兵庫県公安委員会規則第2号（兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）中

| （ページ） | （位置）        | （誤）                       | （正）                          |
|-------|-------------|---------------------------|------------------------------|
| 42    | 表<br>幹第23号線 | 姫路市中地1024番から同市構373番<br>まで | 姫路市中地1024番から同市飾磨区構<br>373番まで |
| 同     | 同           | 同                         | 同                            |